

国際課税委員会（第26回）の概要

平成21年1月30日、第26回の国際課税委員会が開催されました。今回は、藤澤鈴雄委員から、「移転価格税制の問題点」と題する話をいただき、皆さんで議論しました。以下、藤澤さんの論点メモに沿って、概要を記します。なお、別添パワーポイント参照。

1 総論

- (1) 移転価格課税の本質は価格の問題ではなく、課税権の配分である。課税権の配分は国際所得計算に依存している。この問題は、法人所得課税の構造に関わる基本的問題であり、本法に書くべきものだ。
- (2) 所得計算の基礎は理解され共通認識となっているか。虚構の上に虚構を重ねていないか、わが国が戦略的に課税するというのであれば、その戦略とは何か。
- (3) 制度と執行を根本的に見直す必要
現在は、コンプライアンスコスト、執行コストが高すぎるという問題がある。

2 具体的課題

- (1) 理念と実務が乖離
課税技術上到底不可能なことを要請（リスク分析に基づく所得計算、無形資産）していないか、これに対応できるフリをしていないか、基盤のない所得計算や更なる難問と迷路に入り込んでいないか。クロスボーダーにおける所得概念の崩壊が起きていないか。
- (2) 移転価格課税における中心的問題
費用と機能の問題と、利益率（利益指標）の問題がある。リスクと利益の問題は、リスク分析の意味すら整理されていないのが現状だ。無形資産については、永久に答えの出ない難しい問題だ。移転に対して過渡的に「所得相応性原則」の導入が必要ではないか。むしろ無形資産課税の移転価格課税は断念し、対関係者支払いロイヤリティ WHT の税率を上げるべきではないか、とも考える。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。